資料 4

令和6年2月13日 建設常任委員会資料

令和6年2月定例県議会提出予定議案

まちづくり部

令和6年度当初予算概要

令和6年度当初予算について [まちづくり部]

1 予算規模

(単位:千円)

区分	R5当初 ①	R6当初 ②	増 (②一①)	率 (2/①)
一般会計	14, 593, 811	16, 458, 085	1, 864, 274	112.8%
県有環境林等	52, 189	52, 191	2	100.0%
県営住宅	28, 225, 017	27, 321, 075	△903, 942	96. 8%
勤労者総合福祉施設整備	267, 061	2, 075, 810	1, 808, 749	777. 3%
特別会計 計	28, 544, 267	29, 449, 076	904, 809	103. 2%
合 計	43, 138, 078	45, 907, 161	2, 769, 083	106.4%

2 投資事業

(1) 投資補助

公共事業費

○予算計上予定額2,200,000千円(うち公園1,392,000千円)(うち区画整理808,000千円)

国直轄事業負担金

○予算計上予定額164,000千円164,000千円

(2) 投資単独

県単独土木事業費

○予算計上予定額1,117,000千円(うち公園1,117,000千円

3 主要施策 (新規・拡充)

新 1. 県立都市公園ライブ映像配信事業

○予算計上予定額

2,283千円

利用者の利便性向上や来園者増加を図るため、利用者が駐車場等の混雑状況を確認できるライブカメラを整備し、リアルタイム映像をYouTubeで配信する。

新 2. Wi-Fi環境整備事業

○予算計上予定額

4,869千円

利用者の利便性向上やSNS 投稿、外国人旅行者の利用促進を図るため、令和 5年度に多言語デジタルガイド(スマホアプリ、案内サイン)を導入した舞子公園、淡路島公園、尼崎の森中央緑地を対象に、無料Wi-Fiを設置する。

新 3. シンガポールフェスティバル出展事業

○予算計上予定額

9,742千円

大阪・関西万博に向けて、淡路夢舞台温室の知名度向上によるインバウンド増加を図るため、シンガポール植物園において開催予定の「シンガポールガーデンフェスティバル」に出展する。

新 4. 淡路夢舞台温室シンガポール展示事業

○予算計上予定額

19,274千円

令和7年の淡路夢舞台温室リニューアルオープンに合わせ、ランのトップレベルのコレクションを有するシンガポール植物園と連携した展示を実施することで、新たな魅力を提供する。

新 5. 淡路夢舞台温室リニューアル記念事業

○予算計上予定額

4,117千円

大阪・関西万博や淡路花博25周年記念花みどりフェアの開催に合わせて、淡路 夢舞台温室の魅力を県内外にPRし、更なる誘客促進を図るため、特別企画(プレ イベント)と記念式典を実施する。

新 6. 子育て住宅総合支援事業

○予算計上予定額

114,400千円

阪神間における新婚・子育て世帯の一層の転入・定住の促進を図るため、県外から賃貸住宅への住み替えを支援するとともに、区域を限定して住宅の取得や子育て支援施設の開設などに要する経費の一部を支援する。

新 7. 子育て支援グレードアップ改修事業

○予算計上予定額

240,000 千円

新婚・子育て世帯の人気が高い阪神間を中心に、駅や学校等に近接した県営住宅において、LDK化など、子育て世帯向けのリノベーションを実施する。

新 8. 県営住宅子育て世帯交流創出事業

○予算計上予定額

30,000千円

集会所を活用し、子育て支援や世代間交流等コミュニティ活性化の取組みを行えるよう、キッズルーム等の整備費用を補助する。

新 9. 県営青木団地PFI建替事業

○予算計上予定額

6,016 千円

県営住宅初となるPFI手法による建替事業を採用し、民間事業者のノウハウやアイデアを活用した住戸を整備するとともに、創出される活用地について地域活性化施設を整備する。

|拡|| 10. ひょうご住まいの耐震化促進事業

○予算計上予定額

87,903千円

民間住宅の耐震改修を促進するため、補強設計、改修工事又は建替工事に要する費用を補助する市町に対してその経費の一部を助成する。

※令和6年度からは、多雪区域の住宅を耐震改修する場合に補助額を上乗せする拡充を行う。

条例等案件

I 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

第1 制定の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

第2 制定の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律について、引用する同法の題名を改める(改 正前の本則の表67の8の部関係)。

第3 施行期日

Ⅱ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正
 - ア 建築基準法の一部改正に伴い、既存不適格建築物について市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合には、接道義務又は道路内建築制限について適用を除外することができることとなったため、当該認定の申請に関する手数料について所要の整備を行う。
 - イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)の一部改正により、 法第1条の目的規定に「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図る旨が 追加されたことを踏まえ、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (以下「省令」という。)の題名が改められたことに伴い、引用する法及び省令の題名を改め る。

2 制定の概要

- (1) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正
 - ア 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の緩和に係る認定申請手 数料を新設する(別表第4関係)。
 - イ 引用する法及び省令の題名を改める(別表第4関係)。
- 3 施行期日
- (1) 令和6年4月1日

<u>女性家庭センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条</u> 例

第1 制定の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「困難女性支援法」という。)の制定等により、婦人相談所の名称が女性相談支援センターに変更されること等に伴い、関係条例について所要の整備を行う。

第2 制定の概要

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

引用する法律を売春防止法から困難女性支援法に、婦人相談所の名称を女性相談支援センター に改める(第7条関係)。

第3 施行期日

IV 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 現在、県では、収入が一定の基準を超えない旨の要件(以下「収入要件」という。)を満たすことを普通県営住宅への入居の条件の一つとしており、子育て世帯等については収入要件をその他の世帯と比べて緩和している。
- (2) 今般、子育て世帯が減少傾向にある中、少子化に歯止めをかけるために子育て世帯等が暮らしやすい住まい・住環境の確保を図る必要があることから、子育て世帯等が必要な期間に切れ目なく低廉な県営住宅に入居できるよう収入要件の緩和の対象を拡大する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 入居者が、次に掲げる場合にあっては、入居者の収入の上限額を259,000円とする(第7条関係)。
 - ア 同居者に18歳未満の扶養親族である者又は児童福祉法の規定により里親である入居者若し くは同居者に委託されている児童(現行:中学校を卒業するまでの者)がある場合
 - イ 配偶者又は婚姻の予約者のない者であり、かつ、同居者に20歳未満の扶養親族である子又 は里親である入居者に委託されている児童がある場合(現行:上限額214,000円)
- (2) 入居者が、同居者のない者であり、かつ、40歳未満である場合にあっては、入居者の収入の 上限額を214,000円(現行:158,000円)とする(第7条関係)。
- (3) 兵庫県地域創生条例の規定により講ずる施策に係る事業の用に供するものとして別に定める 普通県営住宅について、入居者に県内に住所を有する親があり、かつ、同居者に18歳未満の扶 養親族である者又は里親である入居者若しくは同居者に委託されている児童(現行:中学校を 卒業するまでの者)がある者は、県外に住所を有する場合であっても、現に県内に住所又は勤 務場所を有する旨の要件を満たす者とみなすものとする(附則第7項関係)。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の引用条文を改める等規定の整備を行う(第7条関係)。

3 施行期日

V 建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例(以下「条例」という。)は、建築基準法(以下「法」という。)及び法に基づく命令の規定が定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準を付加している。
- (2) 法の一部改正により、建築物の防火規制が緩和され、耐火建築物の主要構造部(建築物の倒壊の防止、延焼、火災拡大の防止等を目的とする防火上主要な部分をいう。)のうち、防火上及び避難上支障が生じる部分(以下「特定主要構造部」という。)についてのみ耐火構造等とする必要があるとされること等を踏まえ、条例で付加する基準の適用等について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 老人福祉施設等及び重層長屋については、特定主要構造部についてのみ耐火構造とする必要があるものとする(第17条の2及び第25条関係)。
- (2) 建築基準法施行令(以下「政令」という。)で定める耐火性能を有する建築物に対する条例の規定の適用については、特定主要構造部のみを耐火構造とみなすものとする(第27条の3関係)。
- (3) 政令の引用条文を改める(第25条、第27条の3及び第27条の4関係)。

3 施行期日

<u>VI 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の一部を改正する</u> 条例

1 制定の理由

- (1) 県は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(以下「条例」という。) において、 太陽光発電施設等と地域環境との調和を図るため、太陽光発電施設等の設置及び管理に係る計画 (以下「事業計画」という。) の届出制を創設する等、その設置及び管理に関して必要な事項を定 めている。
- (2) 近年、激甚化する豪雨等の自然災害により太陽光発電施設が設置された斜面において崩落事故が発生するなど、防災面への不安が高まっているほか、太陽光発電施設等の自然環境への影響及び太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に対して社会的に関心が高まっている状況を踏まえ、良好な環境及び安全な県民生活を確保するため、災害の危険性が高い太陽光発電施設の設置等について許可制を創設するとともに、自然環境を含む地域環境との調和を図ること及び太陽光発電施設等の廃止後において適切な措置を行う責務が設置者(太陽光発電施設等を設置する者をいう。以下同じ。)にあることを明確化する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 条例の目的である地域環境との調和に関し、地域環境に自然環境が含まれていることを明確化する(第1条及び第6条関係)。
- (2) 設置者は、太陽光発電施設等の廃止後においても、地域環境との調和を図るために必要な措置を行わなければならないものとする(第5条関係)。
- (3) 建築基準法に規定する災害危険区域等の区域は、太陽光発電施設等の事業区域及びその周辺の 地域の状況等により明らかに当該地域の居住者等に安全上又は避難上の支障を及ぼすおそれがな い場合及び災害危険区域等の区域の変更により事業区域の全部又は一部が災害危険区域等の区域 にあることとなる前に太陽光発電施設等の設置に係る工事(当該設置に伴う木竹の伐採又は切土 若しくは盛土を行う工事を含む。) に着手した場合を除き、事業区域としてはならないものとする (第5条の2関係)。
- (4) 設置の許可等(第7条の2から第7条の4まで関係)
 - ア 太陽光発電施設(事業区域の面積が5,000平方メートル以上のものをいう。以下同じ。)のうち、事業区域に森林法に基づく民有林を含み、その設置に係る工事(当該設置に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。以下「設置工事」という。)において切土又は盛土をする当該民有林の土地の面積が3,000平方メートルを超えるものを設置しようとする者(国又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)を除く。)は、当該設置工事に着手する60日前に、事業計画を記載した申請書に(5)の説明の実施状況を記録した書類

(以下「近隣説明実施記録」という。)を添えて提出し、当該太陽光発電施設の設置について知事の許可を受けなければならないものとする。この場合において、当該申請書を提出した者は、太陽光発電施設等(太陽光発電施設及び出力が1,500キロワット(環境影響評価に関する条例に規定する特別地域に設置するものにあっては、500キロワット)以上の風力発電施設に限る。(8)を除き、以下同じ。)の設置工事を行うために事業計画の届出をした者とみなすものとする。

- イ アにより許可を受けた設置者は、当該許可に係る事業計画に定める事項のうち設置工事の着 手予定日等の変更をしようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する30日前に、事業 計画を記載した申請書に近隣説明実施記録を添えて提出し、知事の許可を受けなければならな いものとする。この場合において、当該申請書を提出した者は、設置工事の着手予定日等の変 更の届出をした者とみなすものとする。
- ウ 知事は、ア及びイの許可の申請があった場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項その他の災害の防止に関して必要な基準として知事が別に定める基準に適合していると認めるときでなければ、ア及びイの許可をしてはならないものとする。
- エ 知事は、ア及びイの許可には、防災上必要な条件を付することができるものとする。
- オ 知事は、偽りその他不正な手段によりア若しくはイの許可を受けた者、ウに違反している者 又は条例の規定に基づく処分に違反した者若しくは当該違反の事実を知って、当該違反に係る 太陽光発電施設を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る太陽光発電施設を使 用する権利を取得した者に対して、この条例の施行に必要な限度において、ア又はイの許可を 取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することがで きるものとする。
- (5) 設置者は、(4)ア又はイの許可を申請する前に、太陽光発電施設等の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則に定める者に対し、事業計画の内容について説明を行わなければならないものとする(第8条関係)。
- (6) 設置者は、事業計画の届出又は(4)ア又はイの許可を申請する前に、森林法、宅地造成及び特定 盛土等規制法その他規則で定める法令等に規定する手続を行わなければならないものとする(第 8条の2関係)。
- (7) 太陽光発電施設等の設置工事を行うために事業計画の届出をした者は、当該設置工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないものとする(第9条関係)。
- (8) 知事は、条例の施行に必要な限度において、当該職員に太陽光発電施設等の事業区域等に立ち入り、検査又は質問させることができるものとする(第12条関係)。
- (9) 知事は、(4)ア又はイの許可の申請があった場合において、当該申請の内容が施設基準に適合しない又は(3)若しくは(6)に違反すると認めるときは、当該申請をした者に対し、必要な指導又は

助言をすることができるものとする(第13条関係)。

(10) 勧告 (第14条関係)

- ア 知事は、設置者又は管理者(太陽光発電施設等を管理する者をいう。以下同じ。)が(8)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたと認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができるものとする。
- イ 知事は、事業区域における土砂の流出その他の災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該設置者又は管理者に対し、必要な措置を行うべきことを勧告することができるものとする。
- ウ 知事は、アの勧告をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くもの とする。

(11) 措置命令 (第14条の2関係)

- ア 知事は、事業区域における土砂の流出その他の災害の発生を防止するため緊急の必要がある と認めるときは、(4)ア又はイの許可を受けた設置者又は当該許可に係る太陽光発電施設の管理 者に対し、災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるもの とする。
- イ 知事は、(4)ア又はイ(設置工事の完了後において設置者又は管理者が太陽光発電施設の増設、移転、修理、改造その他の規則で定める行為に係る工事(これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。)をしようとする場合についてこれらを準用する場合を含む。)に違反して設置工事を行った者に対し、当該設置工事を停止し、太陽光発電施設を撤去し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。
- ウ 知事は、条例の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を行わ ない場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対して当該勧告に係る措置を行 うべきことを命ずることができるものとする。
- エ 知事は、アからウまでの命令をしようとするときは、必要に応じ、関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

(12) 罰則

- ア (11)ア又はイに違反した者は、50万円以下の罰金に処するものとする(第19条関係)。
- イ (4)ア又はイの許可の申請をせず、若しくは虚偽の申請をし、若しくは近隣説明実施記録に虚偽の記載をして提出した者又は(4)エにより付した許可の条件に違反した者は、30万円以下の罰金に処するものとする(第20条関係)。
- ウ (11) ウに違反した者は、20万円以下の罰金に処するものとする(第21条関係)。
- (13) その他規定の整備を行う(第7条、第16条、第22条、第23条及び附則第8項関係)。

3 施行期日等

(1) 施行期日 令和6年10月1日

(2) 経過措置

2(3)、(4)、(6)、(7)、(10)イ、(11)ウ及び(12)ウに伴い、必要な経過措置を定める。

(3) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正

2(4)ア及びイの許可に関する事務、2(4)エの条件の付与に関する事務、2(4)オの許可の取消 し等に関する事務、2(8)の立入検査に関する事務、2(10)ア及びイの勧告に関する事務、2(10)ウ及び(11)エの意見の聴取に関する事務並びに2(11)アからウまでの命令に関する事務を、新た に各市町が処理するものとする。

VII 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指定管理者	指定の期間	
兵庫県立明石公園	明石市明石公園 1 番 27 号	令和6年4月1日から	
	公益財団法人兵庫県園芸・公園協会	令和7年3月31日まで	
	理事長 伊藤 裕文		
	〔指定理由〕		
	明石公園は、管理運営にあたり高度な専門的知識の蓄積・活用等が必		
	要とされる施設であり、県立都市公園における十分な管理運営実績及び		
	豊富なノウハウを有する公益財団法人兵庫県園芸・公園協会が、当該旅		
	設を堅実で良好かつ効果的に管理運営できる唯一の団体であると認め		
	られる。		
兵庫県立淡路夢舞台公	淡路市夢舞台1番地	令和6年4月1日から	
苑、兵庫県立灘山緑地	株式会社夢舞台	令和7年3月31日まで	
及び兵庫県立淡路島公	代表取締役 前田 正志		
園ハイウェイオアシス	園ハイウェイオアシス 〔指定理由〕		
ゾーン	淡路夢舞台における経営ノウハウを活かし、ホテル及び各県立施設の		
	管理運営を一元的に行うことで、効率的で効果的な管理運営が期待でき		
	る。		
兵庫県営住宅(北播磨	神戸市中央区下山手通四丁目18番2号	令和6年4月1日から	
地区・西播磨地区・但	兵庫県住宅供給公社	令和7年3月31日まで	
馬地区・丹波地区・淡	理事長 西谷 一盛		
路地区)	〔指定理由〕		
	管理住戸が広範であるため、広域的な事業執行及びきめ細やかな管理		
	運営が必要な施設であることから、これまでの県営住宅の管理実績と、		
	そこで蓄えられたノウハウを基に、効率的で適正な管理運営が期待でき		
	る。		